

第 7 回御嵩町農業委員会会議録

| | |
|-------------|--|
| 1、招集年月日 | 令和 6 年 2 月 2 日 |
| 2、招集場所 | 御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室 |
| 3、開会 | 午前 9 時 00 分 |
| 4、会議に付された件名 | |
| 議第 24 号 | 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について |
| 議第 25 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について |
| 議第 26 号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 27 号 | 農用地利用集積等促進計画案について |
| 報第 7 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 5、事務局 | 事務局 長 渡 辺 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹 |
| 6、会議録署名者 | 14 番 奥村 俊雄 委員 1 番 水野 宏治 委員 |
| 7、欠席委員 | - |
| 議 長 | <p>ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 7 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、14 番 奥村 俊雄 委員、1 番 水野 宏治 委員を指名します。</p> <p>それでは議第 24 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>2 ページをご覧ください。議第 24 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 10 ページまでをご覧ください。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局次長 | <p>1 号事案について説明します。資料の 1 ページから 3 ページまでをご覧ください。</p> <p>本件については、令和 5 年 4 月 4 日の農業委員会総会において審</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>議していただき、令和5年4月28日付けにて許可が下りている「工事ヤード（地下充填剤圧送施設用地）」の一時転用案件です。本件は、既存申請の期間延長のみ求めるものであるため、事務局にて書類・現地等確認し説明するものです。</p> <p>今回変更がある箇所につきましては、「一時転用期間」になります。当初申請の際は令和6年3月31日までとなっていたものを令和6年6月30日まで延長したいというものです。</p> <p>添付書類につきましては、当初申請と同様のものを添付していただいております。地権者との賃貸借契約更新についても確認しております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> |
| 2番 田中委員 | <p>次に2号事案について、2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p> <p>2番 田中です。2号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。資料事変—2をご覧ください。</p> <p>計画の変更点及びその緊急性については次の2点です。1点目は当初計画者4名のうち2名がお亡くなりになったため、残る2名が事業継承者として事業を実行したいという点です。</p> <p>2点目は当初の計画では倉庫を建築するために本申請地を親族より譲り受けていたものを、一般個人住宅用敷地に変更したい、という点です。所有権については平成9年に移転が完了しておりますが、倉庫を建築するという計画が実行されなかったため、地目は台帳田、現況雑種地となっております。</p> <p>2点目の転用の目的を一般個人住宅用敷地に変更したい理由としましては、以下のように申し述べておられます。</p> <p>「現在、事業計画者である〇〇〇〇は同じく事業計画者である母、〇〇〇〇〇と自身の妻の3人で従来からの居宅にて生活しています。祖母や父と暮らしていたときにはそれほど不都合はありませんでしたが、本年1月には子どもが生まれます。そのため、現代の生活にあった居宅を新築したいと思い、本申請に至りました。」と</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>いうものです。</p> <p>添付書類としては、農地転用許可後の事業計画変更申請書、当初計画者が当初計画どおりに事業を実行できないことの詳細、事業継承者の事業計画の詳細及び緊急性、一体利用地の詳細、資金調達の計画、字絵図、土地利用計画図、一体利用地の土地の登記簿謄本、隣地承諾書、水利組合同意書、位置図、建設予定の建物の平面図、県知事宛誓約書、行政書士委任状を確認しました。</p> <p>今回の事業計画変更によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要については1月26日現地確認により確認しました。</p> <p>以上のことから、本事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられています。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第25号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>4ページをご覧ください。議第25号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は11ページから28ページまでをご覧ください。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、14番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p> |
| 14番 奥村委員 | <p>14番 奥村です。1号事案の説明をします。事務局から朗読のあった箇所については、省略します。資料の5-1をご覧ください。申請地の場所は、御嵩町上之郷公民館から西へ300m程のところ</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>です。転用の目的は次のとおりです。</p> <p>譲受人は現在賃貸住宅に住んでいるが手狭になってきたため、住宅を建てたい。譲渡人は高齢で耕作が困難になり、譲受人の要望を受託しました。</p> <p>利用期間は許可日から永久。資金調達は、全額借入です。</p> <p>申請地の東側は田（同時5条申請）、西側は水路、南側は宅地、北側は道路です。</p> <p>周辺境界はコンクリートブロックを設置し、土砂などの流出がないようにします。雨水は集水のうえ西側水路へ排水します。汚水排水は下水道へ接続します。</p> <p>転用に際し、流水など付近に迷惑にならないように十分注意して事業を進めます。万が一問題が生じた場合は、申請人において解決するとのことでした。</p> <p>許可申請書、土地の登記事項全部証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、ローン事前審査承認書、水利組合への誓約書、委任状を確認しました。</p> <p>なお、現地確認の際に懸念となっていた北側道路の側溝設置と、南側宅地との間の溝を埋め立てるかの結果については、事務局から説明をお願いします。その後、皆さんの審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>委員からの説明が終わりましたので、事務局より補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局次長 | <p>現地確認時に出た確認事項の北側側溝の新設及び南側の排水路の埋立てについて、現在建設課と協議中であり、確定した図面の提出がありませんでしたので、保留とさせていただきます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局から説明がありましたとおり、1号事案は保留とします。</p> |
| 14番 奥村委員 | <p>次に2号事案について、14番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p> <p>14番 奥村です。2号事案の説明をします。事務局から朗読のあった箇所については、省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町上之郷公民館から西へ300m程のところ、1号事案の東に隣接した土地です。転用の目的は次のとおりです。</p> <p>土地所有者である祖父母に申請地を借りて物置を建てたい。また、住宅西側が境界線からの距離が短いので、今後の日当たりのため敷地を延長したい。貸人は高齢となり、耕作が困難なので耕作できず、借人の要望を受託しました。</p> <p>利用期間は許可日から30年。以降は更新します。資金調達は、自己資金及び親族からの貸付です。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>申請地の東側は宅地（一体利用地）、西側は田（5条同時申請）、南側は宅地、北側は道路です。申請地の西側及び南側境界はコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出の無いようにします。</p> <p>雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。汚水の発生はありません。</p> <p>転用に際し流水など付近に迷惑にならないように十分留意して事業を進めます。万一問題が発生した場合には申請人において解決するとのことです。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、転用資金確約書、預金通帳の写し、委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、1月23日事前説明、1月26日現地確認により行いました。</p> <p>なお、1号事案同様、現地確認の際に懸案となっていた北側道路の側溝設置と、南側宅地との間の溝を埋め立てるかの結果については、事務局から説明をお願いします。その後、皆さんの審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>委員からの説明が終わりましたので、事務局より補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局次長 | <p>2号事案についても、1号事案と同様の理由として、保留とさせていただきます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局から説明のありましたとおり、2号事案は保留とします。</p> <p>次に3号事案について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局次長 | <p>3号事案について、説明します。資料は19ページから23ページ及び別紙資料をご覧ください。</p> <p>本件については、1月5日の農業委員会総会にて田中豊雄委員より説明及び田中幹三郎委員より過去の農転状況について説明があったものです。審議の結果、追加で確認事項があるため保留となっておりますが、追加確認への回答がありましたので審議いただくものです。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ここで資料の確認のため、暫時休憩を取ります。</p> <p>～暫時休憩～</p> |
| 議 長 | <p>休憩を解きまして、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>11番 田中 豊雄 委員いかがでしょうか。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 11 番 田中委員 | 特に問題ないと思います。以上です。 |
| 議 長 | 続いて、2 番 田中 幹三郎 委員いかがでしょうか。 |
| 2 番 田中委員 | 私も特に問題ないと思います。 |
| 議 長 | <p>質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第 3 種農地位置付けられます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。3 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 4 号事案について、2 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p> |
| 2 番 田中委員 | <p>2 番 田中です。4 号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。資料の 5-4 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は中児童館より西へ約 450 メートルのところですが、権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。</p> <p>譲受人は現在、申請地の西隣に所有する住宅に住んでおり、利便性を図るためにかねてより、カーポートや簡易物置を設置したいという希望がありましたが、手狭であるため、本申請地を譲り受け、当該用地にて利用する目的で申請いたします。ただ、本申請の転用事業は、申請者の落ち度により既に完了してしまっており、今般それを是正するために申請するものです。という内容です。</p> <p>補足しますと、平成 6 年に譲受人が住宅を建築する際に敷地が少々手狭であったため、当時の地権者であった譲渡人の夫との間で売買の約束をし、農地法の定める手続きを踏まずに宅地化してしまっていたという案件です。そのため、地目は登記上田であり、所有者は相続人の譲渡人のままとなっておりますので、是正したいという申請です。</p> <p>申請にあたり書類については、土地の登記簿謄本、字絵図、位置図、土地利用計画図、住宅地図の写し、カーポート及び簡易物置の図面、誓約書、地役権を有する〇〇〇〇の同意書、申請人 2 名の始末書各 1 通、行政書士委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>概要については、1月26日、現地確認により確認しました。</p> <p>以上のことから本申請に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第26号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>6ページをご覧ください。議第26号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は29ページから32ページまでをご覧ください。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案及び2号事案について、日比野 勝伸 推進委員 説明願います。</p> |
| 日比野 推進委員 | <p>上之郷地区日比野です。1号事案から2号事案について説明します。</p> <p>1月26日に地区担当の奥村委員と現地の確認を行いました。特に問題ないと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>特にありません。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 採決に入ります。1号事案及び2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案及び2号事案は可決しました。 |
| 田中 推進委員 | 次に3号事案について、田中 宣行 推進委員 説明願います。 田中です。3号事案の説明をします。 場所は御嵩公民館から南へ約200mのところ。1月21日に御嵩地区の山本委員と現地確認を行いました。 耕作等されており、特に問題ないと思います。以上です。 |
| 議 長 | 委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。 |
| 事務局次長 | 特にありません。 |
| 議 長 | 採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、3号事案は可決しました。 次に4号事案について、鍵谷 道隆 推進委員 説明願います。 |
| 鍵谷 推進委員 | 伏見地区の鍵谷です。 1月20日に地区担当の水野委員と現地を確認しました。少し問題がありましたので、事務局と再度現場を見させていただきました。 3ヶ所のうち2ヶ所につきましては、去年から耕作されていますが、農畜産公社に預けるといふことであれば、その後の貸付先が決まっていれば大丈夫だと思います。 もう1ヶ所は耕作放棄地になっています。ここについても先ほどと同様に貸付先が決まっていれば大丈夫かなと思います。以上です。 |
| 議 長 | 委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。 |
| 事務局次長 | はい。いま委員から説明のあったことについてですが、このあと促進計画案の方でも説明しますが、次にやられる方は決まっています、その方に確認したところ耕作するにあたっては、しっかりと草刈りをしてきれいにしてやるという確認は取れておりますので、説明とさせていただきます。以上です。 |

| | |
|----------|---|
| 議 長 | <p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4号事案は可決しました。</p> |
| 事務局 | <p>次に、議第27号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>8ページをご覧ください。議第27号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は32ページから33ページをご覧ください。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>続いて、1号事案の貸付先について日比野 勝伸 推進委員 説明願います。</p> |
| 日比野 推進委員 | <p>上之郷地区の日比野です。1号事案について説明します。</p> <p>この場所は先月みなさんにご協力いただいた耕作放棄地解消活動の対象地です。ちょうど3日前に貸付先の方が、トラクタで耕しておりました。大豆を作られるそうです。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に2号事案及び3号事案について、鍵谷 道隆 推進委員 説明願います。</p> |
| 鍵谷 推進委員 | <p>さきほど事務局や私から説明があったとおり、3ヶ所のうち1ヶ所は耕作放棄地となっています。次耕作する場合は、きれいにしてから行ってもらうということを事務局から強く言っていただきまして耕作は大丈夫かなと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>次の貸付先にも確認しまして、改めて管理をしっかり行っていただくことを確認させていただきます。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>採決に入ります。1号事案から3号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案から3号事案は可決しました。</p> |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>次に報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>10 ページをご覧ください。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読) 以上です。</p> |
| 議 長 | 事務局より補足説明がありますか。 |
| 事務局次長 | 特にありません。 |
| 議 長 | <p>事務局からの報告がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。</p> |

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

14 番

1 番